

令和4年2月28日

第21回総会議事録

長岡市農業委員会

第 2 1 回総会議事録

- 1 日 時 令和 4 年 2 月 28 日（月曜日） 午後 2 時 00 分
- 2 場 所 アオーレ長岡東棟 4 階 大会議室
- 3 議事日程及び本日の会議に付した事項
 - 日程第 1 議事録署名委員の選任について
 - 日程第 2 議案第 63 号 農地法第 3 条の許可申請について
議案第 64 号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請について
議案第 65 号 農地法第 4 条の許可申請について
議案第 66 号 農地法第 5 条の許可申請について
議案第 67 号 農用地利用集積計画の決定について
議案第 68 号 農用地利用配分計画案の決定について
 - 日程第 3 報告第 12 号 農地法の届出通知等について
- 4 出席委員 (15 名) 別紙のとおり
- 5 欠席委員 (9 名) 別紙のとおり
- 6 職務のため出席した事務局職員
事務局長 樺沢 仁、次長 広田 高志、振興農政係長 小川 一博、
農地係長 今坂 康雄、主査 早川 仁、主事 土田 まりあ
主事 山際 賢也

開 会（午後 1 時 59 分）

樺沢事務局長 これより農業委員会総会を開催いたします。

長岡市農業委員会会議規則第 4 条の規定により、高橋会長から議長を務めていただきます。よろしくお願いいたします。

議長 (あいさつ)

これより第 21 回総会を開催いたします。今月も新型コロナウイルスの感染対策としまして、委員の数を制限して開催しております。

出席予定の委員のうち、欠席届が、議席番号 4 番、諸橋昇一委員、6 番、若井泰志委員、9 番、坂詰隆委員の 3 名から提出されていますが、長岡市農業委員会会議規則第 6 条の規定による定足数を満たしており、会議は成立していることを報告申し上げます。

- 日程第 1 議事録署名委員の選任について
議長 日程第 1、議事録署名委員の選任でございます。私において、議席番号12番、本田栄一委員、15番、中村正行委員を指名しますので、よろしくお願ひします。
- 日程第 2 議案第63号 農地法第 3 条の許可申請について
議長 日程第 2、これより審議に入ります。
議案第63号 農地法第 3 条の許可申請についてを議題とします。
なお、2番は私が関係する案件でございますので、その1件を除いて事務局の説明を求めます。
- 今坂係長 ご説明申し上げます。
議案書の 3 ページ、4 ページをご覧ください。
今月の 3 条許可申請は11件でございます。
1番と 3番から 6番は売買による所有権移転、7番から 9番は贈与による所有権移転、10番、11番は交換による所有権移転であります。
担当委員による現地調査結果は、いずれも問題なしということであり
ます。
農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を満たしており
ます。よろしくご審議のほどお願いいたします。
- 議長 それでは、審議に入ります。
ただいまの説明に質問、意見はございませんでしょうか。
(「ありません」と呼ぶ者あり)
- 議長 ありませんの声が聞こえます。
それでは、質問、意見がございませんので、採決に入ります。
議案第63号 農地法第 3 条の許可申請について、2番を除き許可する
ことに異議ございませんでしょうか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議なしの声が聞こえます。
それでは、異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたし
ます。
続いて、2番について審議いたしますが、この案件については私が関
係する案件でございます。委員の議事参与はできませんので退席し、議
長を職務代理と交代します。

(高橋会長 退席)

議長 議長を交代いたしました。
農地法第3条の許可申請、2番について事務局の説明を求めます。

今坂係長 ご説明申し上げます。

2番は、売買による所有権移転であります。本事案は、会長の経営する農地において農作業に従事する二親等内の親族への売買であり、農地法で規定する世帯員等の定義に該当するものでございます。

農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たしております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 それでは、審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第63号 農地法第3条の許可申請について、2番を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

高橋会長の着席を求めます。

(高橋会長 自席へ着席)

議長 高橋会長にお伝えします。

2番について、原案のとおり許可することに決定いたしました。

ここで議長を会長と交代いたします。

(高橋会長 議長席へ着席)

議案第64号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請について

議長 議案第64号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

今坂係長 ご説明申し上げます。

議案書の6ページ、7ページをご覧ください。

今月の事業計画変更承認申請は、越路地域の5件であります。

1番、東谷の田について、石油及び天然ガス採取施設敷地として一時

転用する許可を受けている案件であります、このたび期間を令和14年3月31日まで延長するものでございます。

2番、来迎寺の田について、石油及び天然ガス採取施設敷地として一時転用する許可を受けている案件であります、このたび期間を令和14年3月24日まで延長するものでございます。

3番から5番につきましては、一連の計画によるものになりますので、一括してご説明をいたします。岩野の田畑について、3番、4番については砂利採取用地、5番については運搬路及び施設用地として、それぞれ令和5年6月17日まで期間を延長するものでございます。

なお、この案件は後ほど説明いたします農地法第5条許可申請の5番とも関連をしているものでございます。

以上につきましては、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、当該事業計画の変更については妥当なもの判断いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はございませんでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 ありませんの声が聞こえます。

それでは、質問、意見がございませんので、採決に入ります。

議案第64号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請についてを承認することに異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの声が聞こえます。

それでは、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

議案第65号 農地法第4条の許可申請について

議長 議案第65号 農地法第4条の許可申請についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

今坂係長 議案書9ページをご覧ください。

今月の4条許可申請は、長岡地域の1件であります。

なお、申請のありました4条、5条許可申請につきましては、本庁、支所において2月17日までに現地確認を実施しております。

1番、加津保町の田について、住宅建築敷地として利用するものでご

権の設定をするものです。工期は、令和4年3月1日から令和4年3月30日までの計画であります。申請地は10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものですが、転用目的が既存敷地の2分の1以内の拡張であるため、例外的に許可できるものでございます。

5番、岩野の田畑について、先ほど説明した事業計画変更承認申請の3番から5番と関連をしているものでございますが、砂利採取用地として利用するために賃借権の設定をするものであります。工期は、令和4年3月18日から令和5年6月17日までの計画であります。申請地は農振農用地区域内の農地であります。転用目的が一時的な利用であるため、例外的に許可できるものでございます。

6番、朝日の田について、工事中仮設ヤード敷地として利用するために賃借権の設定をするものです。工期は、令和4年3月1日から令和5年12月31日までの計画であります。申請地は農振農用地区域内の農地であります。転用目的が一時的な利用であるため、例外的に許可できるものでございます。

7番、上条町の田について、住宅及び車庫兼物置建築敷地として利用するために使用賃借権の設定をするものです。議案資料18ページに経過説明を掲載しております。申請地は上下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であって、かつおおむね500メートル以内に2件の医療施設があることから、第3種農地に該当するため原則許可できるものでございます。また、市街化調整区域内での施設建築であるため、開発行為の許可を要します。

8番、加津保町の田について、住宅建築敷地として利用するために使用賃借権の設定をするものです。工期は、許可日から令和4年10月31日までの計画であります。申請地は10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものですが、隣接する本家と相互扶助する必要性から他の場所での代替性がなく、また集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものであります。また、市街化調整区域内での施設建築であるため、開発行為の許可を要します。

以上につきましては、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、許可要件の立地基準、一般基準ともに満たしており、妥当なもの判断いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 それでは、これより審議に入ります。
ただいまの説明に質問、意見はございませんでしょうか。
(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 ありませんの声が聞こえます。
それでは、質問、意見がございませんので、採決に入ります。
議案第66号 農地法第5条の許可申請について、許可することに異議
ございませんでしょうか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの声が聞こえます。
それでは、異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたし
ます。

議案第67号 農用地利用集積計画の決定について

議長 議案第67号 農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。
事務局の説明を求めます。

小川係長 初めに、議案書の訂正をお伝えします。
議案書の発送後に利用権の設定・移転及び中間管理権設定(公社借入)
において出し手の死亡により申請の取下げがありました。つきましては、
皆様のお手元にお配りした別冊、農用地利用集積計画の1ページ目に修
正した内訳表を入れさせていただきましたので、説明の際はそちらをご
覧ください。

それでは、改めましてご説明申し上げます。議案書の16ページから18ペ
ージをご覧ください。

農業経営基盤強化促進法に基づく所有権の移転で、このたびは19件の
申出がありました。いずれも譲渡人からの農地売却依頼に基づき、それ
ぞれの地区担当委員の方から地域の認定農業者に声をかけていただき、
成立した売買です。

次に、利用権設定・移転、中間管理権設定、使用貸借権及び賃借権の
設定の説明に当たっては、冒頭に説明しましたようにお手元の別冊、農
用地利用集積計画を1枚めくったところの内訳表をご覧ください。

今月は、利用権の設定・移転で597件の申出がありました。権利関係は、
賃借権設定が563件、使用貸借権設定が34件となっています。

次に、農地中間管理事業において、中間管理事業実施手続のため、新

潟県農林公社が集積一括方式により中間管理権を設定し、転貸するものです。

初めに、中間管理権設定（公社借入）分について、このたびは177件の申出がありました。内訳については全て新規となります。権利関係は、賃借権設定が172件、使用貸借権設定が5件となっています。

続いて、使用貸借権及び賃借権の設定（公社貸付）分については、今ほどの公社借受け分の農地を新潟県農林公社が耕作者へ転貸するものです。このたびは113件の申出がありました。内容については、全て新規となります。権利関係は、賃借権設定が108件、使用貸借権設定が5件となっています。

なお、詳細内容については、お配りした別冊、農用地利用集積計画にてご確認をお願いします。

以上、計887件の申出につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2の各要件を満たしており、事務局といたしましては決定相当と考えます。よろしくご審議のほどお願いします。

議長 それでは、審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はございませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長 ありませんの聲が聞こえます。

それでは、質問、意見がございませんので、採決に入ります。

議案第67号 農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定することに異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 異議なしの聲が聞こえます。

それでは、異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議案第68号 農用地利用配分計画案の決定について

議長 議案第68号 農用地利用配分計画案の決定についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

小川係長 初めに、議案書の差し替えをお願いいたします。

議案書発送後に38ページの集計において筆数の集計ミスがありましたので、お手元に差し替えをご用意させていただきました。お手数をおか

けしますが、後ほど差し替えをお願いいたします。

それでは、改めましてご説明申し上げます。議案書の23ページから38ページをご覧ください。

新潟県農林公社から受け手農家への農用地利用配分計画案のうち、一部新たな受け手への変更があったため、使用貸借権及び賃借権の移転をするものです。

このたびは107件の申出があり、内容については、賃借権の移転が92件、使用貸借権の移転が15件となっております。

これらの案件につきましては、以前開催されました総会または農地部会において、それぞれ審議、決定をいただいたものです。

これら農用地利用配分計画案は、新潟県農林公社で農用地利用配分計画として決定をし、新潟県の認可と県公告手続後、新たな受け手に貸し付けることとなります。

当該案件は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項に規定されている県知事認可の各要件を全て満たしている内容であるため、事務局といたしましては決定相当と考えます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 それでは、審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はございませんでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 ありませんの声が聞こえます。

それでは、質問、意見がございませんので、採決に入ります。

議案第68号 農用地利用配分計画案の決定について、原案のとおり決定することに異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの声が聞こえます。

それでは、異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

日程第 3 報告第12号 農地法の届出通知等について

議長 日程第3、報告第12号 農地法の届出通知等についてを議題とします。事務局の報告を求めます。

今坂係長 農地法の届出通知等について、件数と掲載ページをご報告申し上げます。

4条の届出について5件を40ページに、5条の届出について16件を41ページから43ページに、農地法の適用を受けない事実確認2件を44ページに、18条合意解約について7件を45ページ、46ページに、利用権解約について71件を47ページから58ページに、中間管理権の解約について3件を59ページにそれぞれ掲載してありますので、ご確認ください。

以上であります。

議長

報告事項でございます。

以上で提案した案件の審議は全て終了いたしました。

これをもちまして第21回総会を閉会といたします。

閉 会（午後2時24分）

長岡市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、ここに署名します。

会 長 _____

会長職務代理者 _____

農業委員 _____

農業委員 _____

別紙 出席状況（総会議席表）

（令和4年2月28日現在）

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名																		
1	出	多田好一	13	出	青柳進																		
2	出	吉川勇	14	出	青柳久雄																		
3	出	岩本一男	15	出	中村正行																		
4	欠	諸橋昇一	16	欠	土田米藏																		
5	出	堀徳太郎	17	欠	稲波忠昭																		
6	欠	若井泰志	18	欠	佐藤辰也																		
7	出	粉川一夫	19	出	高橋信昭																		
8	出	菅沼正美	20	出	成澤善博																		
9	欠	坂詰隆	21	欠	櫻井正広																		
10	出	千野俊輔	22	出	池田朝二																		
11	出	安達隆幸	23	欠	田中豊																		
12	出	本田栄一	24	欠	鳥羽若一																		
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">出席委員</td> <td style="width: 5%;">人</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">15人</td> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 20%;">議事録署名委員</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>欠席委員</td> <td>人</td> <td style="text-align: center;">9人</td> <td></td> <td>本田栄一</td> <td>委員</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td style="text-align: center;">24人</td> <td></td> <td>中村正行</td> <td>委員</td> </tr> </table>						出席委員	人	15人		議事録署名委員		欠席委員	人	9人		本田栄一	委員		計	24人		中村正行	委員
出席委員	人	15人		議事録署名委員																			
欠席委員	人	9人		本田栄一	委員																		
	計	24人		中村正行	委員																		